

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：福岡県高等学校体育連盟]

[記載日： 令和8年 3月9日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・当団体規約を遵守し、適正に運営を行っている。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・当団体規約、関係法令を遵守し、事務局規程、専門部規程等に則り適正に事業運営を行っている。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・当団体規約のとおり、会長1名、副会長6名、理事長1名、ブロック理事長3名、理事若干名、監事4名、顧問、参与若干名の体制で連盟を運営し、3つの委員会を設置し、適切に団体運営を行っている。	
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・当該年度の基本方針、事業概要を策定し、年度初めの理事会、評議員会での承認を経て、当団体ホームページ等にて公表している。	

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) <ul style="list-style-type: none"> ・全国高体連「体罰根絶共通ルール」、日本スポーツ協会「暴力根絶に向けた取り組み」、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」について当団体理事会、専門委員長会、研修会等で周知徹底を図っている。 	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) <ul style="list-style-type: none"> ・各専門部の顧問会議において「体罰根絶全国共通ルール」の周知を図っている。 ・県教育委員会、県スポーツ協会が開催する指導者向け研修会への参加を推奨している。 	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) <ul style="list-style-type: none"> ・当団体事務局規程を遵守し、県の指導のもと適正に処理している。 	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) <ul style="list-style-type: none"> ・県の指導のもと適正に処理している。 	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) <ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月初旬に専門部会計担当者説明会を行い、業務内容の確認を行っている。 ・年2回4名の監事による監査委員会にて会計監査を実施し、理事会及び評議員会において監査報告を行い、適正に処理している。 	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) <ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月中旬に加盟校に対して決算報告を行っている。 	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) <ul style="list-style-type: none"> ・当団体の規約、その他規程、役員一覧、主催大会情報及び大会結果について、ホームページで閲覧できるようにしている。 	

原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか
(ある場合は下欄に記述)

原則 ■ について

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

原則 ■ について

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)